

精華町環境ビジョン  
～ “環境交都”<sup>こうと</sup> をめざして～

平成 28 年 3 月

精華町

# 目次

## 第1章 精華町環境基本計画とは

1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の役割と位置づけ	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画の対象範囲	4
1-5 取り組みの主体と役割	5

## 第2章 精華町がめざす環境の姿

2-1 環境像	6
2-2 「環境像」を実現するための4つの「目標像」	7

## 第3章 目標達成のために取り組むこと

3-1 体系別取り組み	8
3-1-1 「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち～環境“幸”都	9
3-1-2 「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち～環境“恒”都	10
3-1-3 「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち～環境“康”都	11
3-1-4 環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち～環境“興”都	13
3-2 リーディングプロジェクト	14
3-2-1 精華3C（チャレンジ・クリーン・クロス）プロジェクト	15
3-2-2 「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト	15
3-2-3 環境プラットホームの充実	16
3-2-4 精華里地里山魅力発見プロジェクト	16
3-2-5 パートナーシップ型資源・エネルギーの活用	17
3-2-6 企業と地域が連携した実践活動の充実	17
3-2-7 けいはんなエコシティプラン（精華町域）	18

## 第4章 計画の推進方策

4-1 推進方策	19
4-2 推進体制	19

## 資料編

1 経過	20
2 精華町環境推進委員会 委員名簿	21

用語解説（文中※1～18の解説）	22
------------------	----

## 第1章 精華町環境基本計画とは

### 1-1 計画策定の趣旨

精華町は、木津川やため池・田畑など、水と緑豊かな水辺空間をはじめ、緩やかな丘陵地の樹林などの自然環境で形成されています。

わたしたちは、「京都議定書誕生の地・京都府」において、これら水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできました。また、関西文化学術研究都市としての新しい町並み・景観とのバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。

しかしながら、ライフスタイル<sup>※1</sup>や産業構造などの近年の変化によって、里山の荒廃とともに遊休農地の増加など自然環境が損なわれつつあります。

環境の問題は自然破壊、ごみ問題、自動車公害などの都市生活型公害や地球温暖化・オゾン層破壊などの地球規模の問題まで幅広く関わっています。

こうした中、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来により経済発展や量的拡大の見直し、平成23年3月11日の東日本大震災を背景としたエネルギー政策のあり方の変革、低炭素・循環型社会への社会的要請、安全が確保された社会の形成に向けた取組の促進、気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）の開催、生物多様性保全活動促進法制定など社会全体の環境政策が変化しています。精華町においても平成25年3月に精華町第5次総合計画が策定され、まちの将来像として「人を育み未来をひらく学研都市精華町」、まちづくりの5つの基本理念の1つとして「緑豊かな調和のとれたまちづくり」を示しています。

計画全体の推進に当たっては、各分野においても環境配慮は必須であるとともに、環境面における総合的かつ体系的な取り組みが必要となっています。

これらのことを踏まえ、「精華町環境基本計画」では、精華町の環境に関する状況や住民・事業者等の環境に対する意見などを把握したうえで、精華町の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、住民・事業者等の環境に配慮した活動の支援・誘導を効果的に推進することを目的に策定します。

---

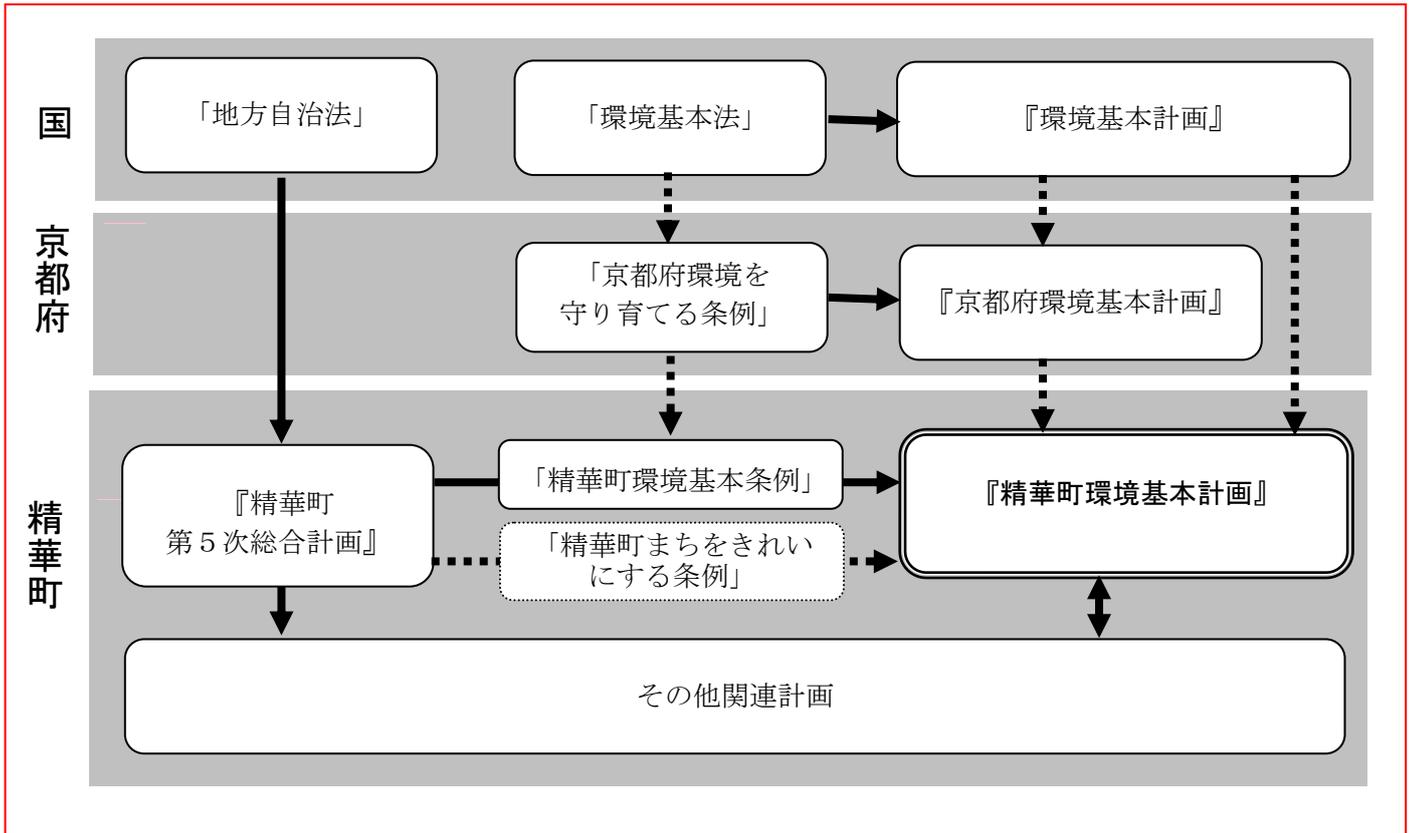
※1 ライフスタイル

生活の様式、人生観、価値観。

## 1-2 計画の役割と位置づけ

本計画は、精華町の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、町の諸計画を環境面から支えるものと位置づけます。

なお、この計画は国の「環境基本計画」や府の「京都府環境基本計画」、また、町の上位計画となる「精華町第5次総合計画（平成25年3月策定）」と「精華町環境基本条例（平成23年3月31日条例第11号）」に基づき策定し、町の関連計画との連携を図ります。



### 【精華町第5次総合計画】(H25~H34)

まちの将来像「人を育み未来をひらく学研都市精華町」

#### ○まちづくりの基本理念

- ・緑豊かな調和のとれたまちづくり
- ・人を大切にするまちづくり
- ・交流と連携による幸福感あふれるまちづくり
- ・新産業創出のまちづくり
- ・学研都市の広域的連携推進のまちづくり



#### ●環境分野に関連する施策と目標像と指標

##### 3章 未来をひらく文化と環境のまちづくり

##### 4節 環境共生

柱①環境保全 目標像「多くの住民がまちをきれいにする活動をしています」

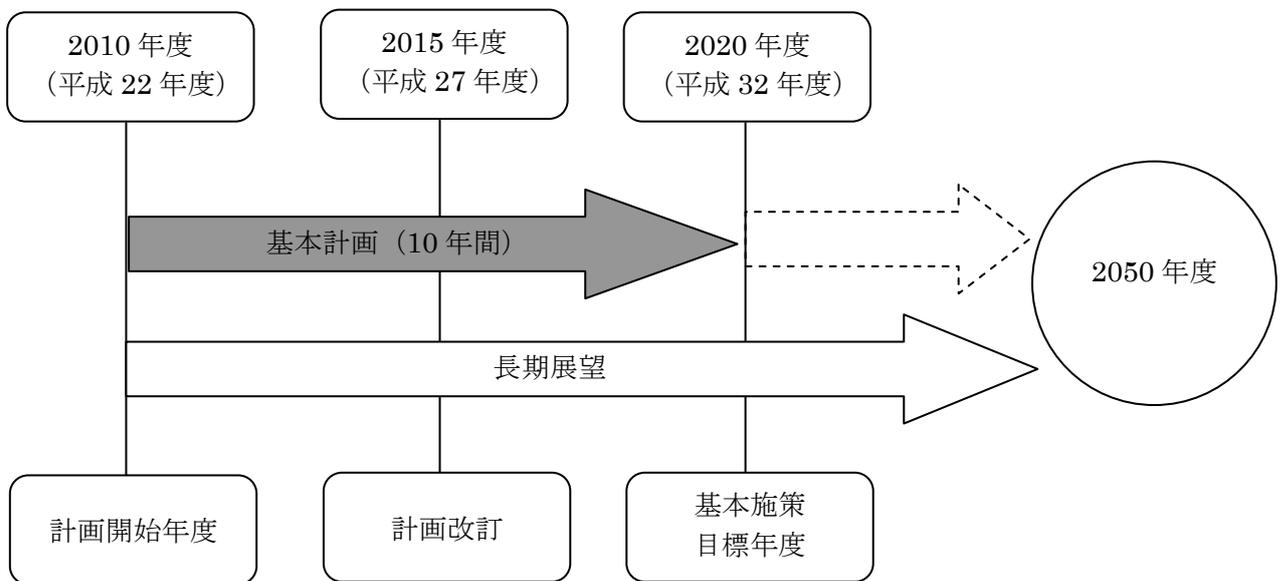
柱②資源・エネルギー 目標像「資源エネルギーを有効活用した、循環型の環境にやさしいライフスタイルが広がっています」

### 1-3 計画の期間

計画の目的に照らして必要な事業を、できるところから具体的に実行・推進していきます。10年間の計画の期間とします。

ただし、自然環境の再生や創造など長期的な視点が必要な事項もあるため、長期展望でできるような目標を定めることとします。

なお、社会情勢などの変化に応じて計画を見直し、更新します。



## 1-4 計画の対象範囲

### ● 対象地域

精華町全域を対象地域とします。

ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、町単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や府・国との連携を図り、その解決の役割を分担します。

### ● 環境の範囲

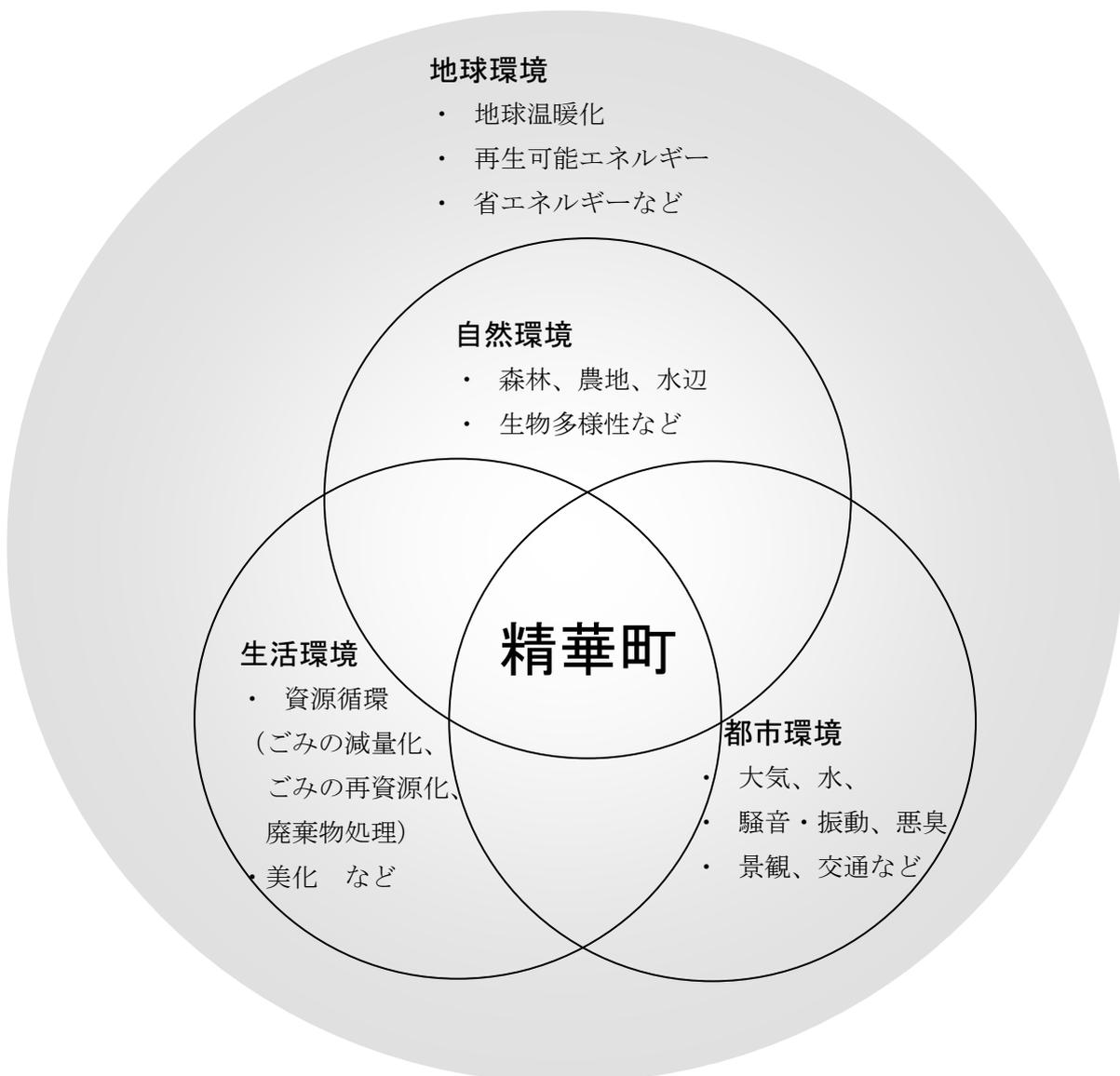
本計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

**自然環境**：森林、農地、水辺などの自然環境、生物多様性など

**生活環境**：資源循環（ごみの減量化、ごみの再資源化、廃棄物処理）、美化など

**都市環境**：大気、水、騒音・振動、悪臭、景観、交通など

**地球環境**：地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギーなど



## 1-5 取り組みの主体と役割

本計画の取り組みの主体は、住民、事業者、住民団体等及び行政とします。

### ● 住民

住民は良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、計画の推進に参画し協力する役割を果たします。

ここでいう住民とは、精華町に在住、在勤、在学のすべての人をいいます。

### ● 事業者

環境への負荷軽減を自主的かつ積極的に進め、環境保全活動や環境保全に関する事業活動を推進することなどにより、計画の推進に協力する役割を果たします。

ここでいう事業者とは、精華町で事業活動を行うすべての事業者をいいます。

### ● 住民団体等

住民、事業者、行政とともに、地域での活動の重要な役割を果たすことにより、計画の推進に努め、協力する役割を果たします。

ここでいう住民団体等とは、住民などが行う自発的で法人格の有無に関わらず非営利の社会貢献活動を行う団体をいいます。

### ● 行政

すべての施策事業を推進するに当たって、環境への影響に配慮し、計画の実現に取り組む役割を果たします。

ここでいう行政とは、精華町の行政に関わる組織、職員及び必要に応じて関連する自治体などとの情報提供や役割分担などの連携をいいます。

## 第2章 精華町がめざす環境の姿

### 2-1 環境像

これからの精華町では、少子高齢化を踏まえた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能なまちづくりが必要となっています。

精華町がめざす環境像においても、コンパクトシティ<sup>※2</sup>の考え方を視野に入れた取り組みが必要です。

このような状況を踏まえつつ、精華町では、以下の環境像を掲げてこれからのまちづくりを進めていきます。

環境像は、精華町の自然の豊かさや、関西文化学術研究都市が立地する都市基盤、昔から培われた、すべての住民の知恵や関西文化学術研究都市の先端科学技術などの全体が相乗効果のもとで最適なバランスを保つことができるまちをめざします。

これらの考えを、「環境の恵み」、「人」、「知恵と技術」が入り混じり相乗効果によって最適なバランスが保たれるまちが精華町であるとし、「環境交都・精華町」を精華町の環境像として表します。

「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち

こうと  
～環境交都・精華町～

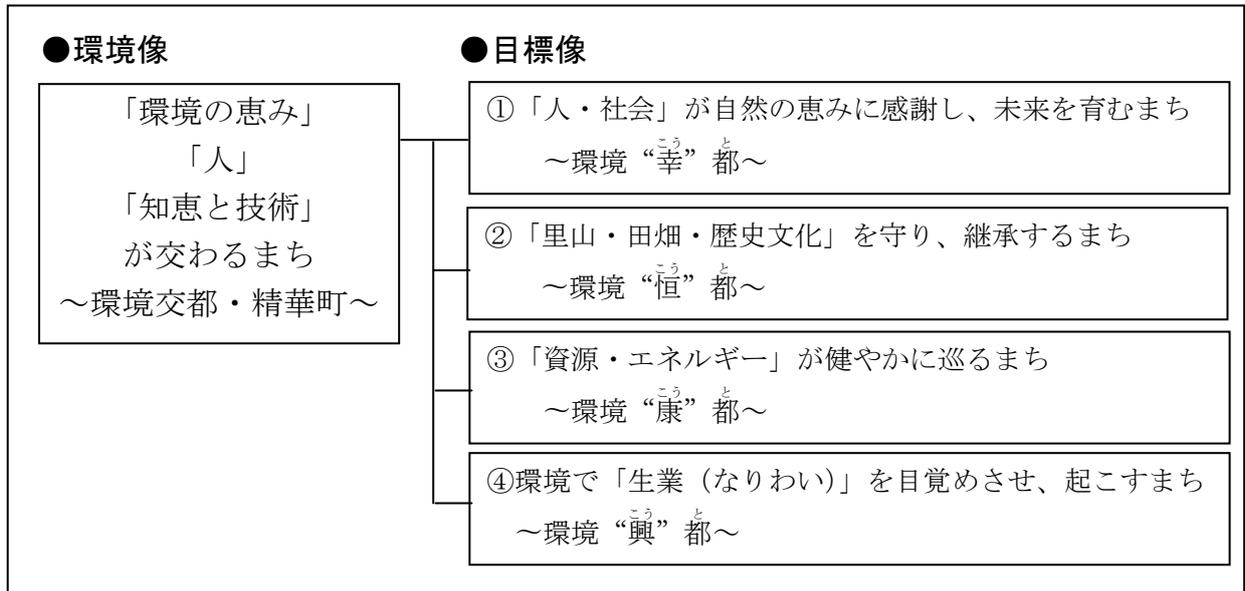
---

※2 コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市やそれをめざした都市政策。

## 2-2 「環境像」を実現するための4つの「目標像」

また、環境像は次の4つの側面を「目標像」として備えることをめざします。



### ① 「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち ～環境“幸”都～

自然の恵みに感謝し、地域に関わるすべての人が地域の環境を守り、未来を大きく育むまちをめざします。環境“幸”都の「幸」は、「さち・しあわせ・さいわい・繁栄」などを表します。

### ② 「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち ～環境“恒”都～

地域に関わるすべての人が里地里山とそこに息づく歴史文化を守り、伝え、継承するまちをめざします。環境“恒”都の「恒」は、「永遠であること・いつも変わらないこと」などを表します。

### ③ 「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち ～環境“康”都～

地域に関わるすべての人が資源とエネルギーを大切にし、資源とエネルギーを有効に利用するまちをめざします。環境“康”都の「康」は、「健やか」などを表します。

### ④ 環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち ～環境“興”都～

地域資源を活用した生業を起こし、また、地域全体で精華町の魅力を発信していくまちをめざします。環境“興”都の「興」は、「心に感じる楽しさ・おもしろみ」などを表します。

4つの側面は相互に関連するものです。これらの相乗効果のもとで精華町全体の環境の価値を高め、それによってまちに新たな活力が生まれるなど、全体が最適なバランスを保つことができるまちづくりをめざします。

### 第3章 目標達成のために取り組むこと

#### 3-1 体系別取り組み

精華町の望ましい環境像の実現に向け、目標像と取り組み内容を次のように整理し、計画を推進します。

環境像	目標像	取り組み内容
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち 環境交都・精華町	「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1)パートナーシップ※ <sup>3</sup> による取り組みの推進 ①多様な主体が連携可能なくみづくり ②環境情報の収集・提供 ③各種主体の取り組み支援
		(2)環境学習の推進 ①環境学習機会の拡大と充実 ②実践活動に対する支援
	「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち ～環境“恒”都～	(1)里地里山の保全と継承 ①生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進 ②多様な主体による里地里山管理の推進
		(2)安全・安心な環境の確保 ①環境監視・観測体制の充実 ②公害対策の推進
		(3)環境美化活動の推進 ①不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進 ②住民意識の啓発活動の推進
		(4)美しい景観の充実 ①あき地、休耕地等の適正管理 ②緑化の推進
	「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち ～環境“康”都～	(1)温室効果ガスの削減 ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの普及 ③環境に配慮したライフスタイル※ <sup>1</sup> と事業活動の啓発
		(2)循環型社会の構築 ①ごみを出さないライフスタイル※ <sup>1</sup> の啓発 ②再生利用・リサイクル・適正処理の推進
		(3)環境に配慮した交通手段の充実 ①公共交通の利用促進 ②環境負荷の少ない交通の充実
	環境で「生業(なりわい)」を目覚めさせ、起こすまち ～環境“興”都～	(1)環境と産業及び研究機関の連携 ①資源循環型産業との連携・育成の可能性検討
		(2)環境と既存産業の融合 ①地域資源を活用したエコビジネス※ <sup>4</sup> の可能性検討

### 3-1-1 「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち ～環境“幸”都～

#### (1) パートナーシップ※3による取り組みの推進

##### ① 多様な主体が連携可能なしくみづくり

計画の策定過程、及び施策や事業の計画段階から事業実施段階に至るまで、多様な主体による参加・参画を推進します。

精華町の町域の範囲にとどまらず、境界を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の地方公共団体とも協力し、必要に応じて周辺地域を含めた取り組みにつなげていきます。

##### ② 環境情報の収集・提供

精華町での自主的・自発的な活動や取り組みを拡充するため、情報提供などを通じて、ネットワークづくりや環境に関するボランティア活動に対する支援を進めます。

##### ③ 各種主体の取り組み支援

地域において、多様な主体が、自主的に環境課題に取り組む活動を支援、促進することに努めます。

また、自治会等の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富な住民団体等の団体が連携した活動を推進します。

#### (2) 環境学習の推進

##### ① 環境学習機会の拡大と充実

環境学習は、持続可能な社会を築くための基礎となるものです。多くの主体が環境の現状や問題点などを正しく認識し、日常生活や事業活動などのあらゆる場で、自ら環境に配慮した行動へとつなげるために、自律的な学習活動を進めます。

また、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行い、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人、精華町の外からの来訪者や子育て世代の親子など、幅広い住民・事業者等への環境学習を広げる取り組みを拡げます。

##### ② 実践活動に対する支援

環境学習は長期的に継続して行うことが重要であるため、地域・家庭・企業・団体など身近な場で、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。

自主的・自発的な活動や取り組みを支援するため、活動への協力、情報の提供などを行います。

---

※3 パートナーシップ

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組み

※4 エコビジネス

環境の改善に貢献する商品や技術・サービスを提供する企業活動

### 3-1-2 「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち ～環境“恒”都～

#### (1) 里地里山の保全と継承

##### ① 生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進

里地里山において、生態系や特定外来生物の問題に配慮した生物多様性の保全に努めるとともに、自然学習講座などを通じて、自然環境保全の意識向上を進めます。

また、自然とふれあう生物の生息環境として、身近な植物・昆虫・小動物などとふれあうことのできる場の確保に努めます。

##### ② 多様な主体による里地里山管理の推進

精華町に残された緑や、河川・ため池などの貴重な生物の生息空間を保全し、高まりつつある地域住民の自然に関わる取り組みを引き続き支援するため、多様な主体による里地里山の管理を推進することにより、公有地・民有地の自然の保全に努めます。

#### (2) 安全・安心な環境の確保

##### ① 環境監視・観測体制の充実

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく規制基準を遵守するよう指導を行うとともに、適時、事業者への立入検査、指導などを実施し、関係する法律に照らし野焼きなどについて適正な啓発をします。

また、公害の状況を把握し、公害防止のための規制措置を講じるため、大気汚染、水質汚濁などの監視を行っています。各種公害対策や新たな環境汚染問題と連動した環境への影響監視・汚染状況の測定などを充実します。

##### ② 公害対策の推進

有害化学物質対策については、監視体制の充実に努めるとともに、規制基準の遵守並びに指導など発生源対策に努めます。

また、人の活動に伴って排出される有害物質による土壌汚染についても、人の健康や生活環境への影響を把握するため、原因追求の調査を行います。

#### (3) 環境美化活動の推進

##### ① 不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進

「精華町まちをきれいにする条例」に基づき、住民一人ひとりの不法投棄などへの環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止、ペットのふんの持ち帰りや適切な飼育方法などの啓発を行います。

##### ② 住民意識の啓発活動の推進

快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、住民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、住民・事業者などへの啓発活動を推進します。

#### (4) 美しい景観の充実

##### ① あき地、休耕地等の適正管理

精華町の住宅地内のあき地、休耕地等の適正管理を促すとともに、空屋等危険家屋の管理について関係部局が連携を図って適切な措置を行います。

また、歴史的遺産や歴史的景観などを保全するため、特に史跡や建築物などの歴史的価値や景観に果たす役割を踏まえた地区のあき地、休耕地等の適正管理に努めます。

歴史的景観などについては、周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域の歴史資源・景観資源としてまちづくりへの活用に努めます。

##### ② 緑化の推進

公共の広場や壁面の緑化、プランター緑化並びに街路樹等の保全整備など施設規模に応じた緑化及び維持管理に努めます。

また、地域コミュニティ拠点でもある集会所や学校などにおいて、住民参加型で愛着のもてる緑化を進めるとともに、地域特性を踏まえた緑化により特色のあるまちづくりを行います。

### 3-1-3 「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち ～環境“康”都～

#### (1) 温室効果ガスの削減

##### ① 省エネルギーの推進

一般家庭及び企業などからの、主な温室効果ガス排出の原因である冷房・暖房対策や、給湯対策などに努めます。

また、住宅の建設や改修時における省エネ化や、省エネ対策に関連する情報提供を図ります。

##### ② 再生可能エネルギーの普及

温室効果ガスを排出する化石燃料などからの脱却を図るため、クリーンかつ持続可能なエネルギーとして、太陽光・熱、風力、水力、地熱、バイオマス<sup>※5</sup>などの中から、地域の特性にあった再生可能エネルギーなどの普及が期待されています。

役場庁舎や公共施設などで率先的に再生可能エネルギーなどの導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギーなどへの理解と活用に努めます。

---

※5 バイオマス  
生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの

### ③ 環境に配慮したライフスタイル<sup>※1</sup>と事業活動の啓発

温室効果ガス削減や環境に関する取り組みは、その効果がすぐには目に見えにくいもので、できるだけ住民・事業者などの日常の中に取り組みを根付かせていく必要があります。

精華町の所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットやケーブルテレビなど、さまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図るとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取り上げ、啓発に努めます。

また、遠距離での食料輸送には大量の燃料・エネルギーが必要となります。そういった食料の輸送距離の観点から考えると、できる範囲から地産地消を進めていくことで、 unnecessary エネルギー消費や温室効果ガスの排出削減を図ることができます。

同時に、消費者にとっても生産者あ顔が見える距離で食料を手に入れることができ、食の安全・安心につながります。

精華町内の諸団体と連携しながら、地産地消を推進します。

## (2) 循環型社会の構築

### ① ごみを出さないライフスタイル<sup>※1</sup>の啓発

ごみの発生抑制には、住民一人ひとりが自分のライフスタイルを見直すことも重要ですが、容器包装の削減や環境に配慮した販売システムの導入など、事業活動における環境配慮の促進が不可欠なため、住民・事業者・行政がお互いの立場を尊重しながら取り組みを進めます。

特に、住民にはリデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進<sup>※6</sup>やマイバッグ運動の推進、事業者にはレジ袋の削減を進めます。

### ② 再生利用・リサイクル・適正処理の推進

分別収集や集団回収への住民の協力や、地域の自主的なリサイクル活動を一層推進するため、ごみ分別や出し方の周知徹底や、地域特性に応じた情報提供の仕組みづくりを進めます。

また、集団回収・拠点回収など、ごみとなる前のリサイクル活動を活性化するとともに、地域特性に応じた自主的なリサイクル活動の展開を支援します。

---

※6 リデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進

- ・3Rは、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字を表す。
- ・Reduce (リデュース) は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること
- ・Reuse (リユース) は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること
- ・Recycle (リサイクル) は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること
- ・3R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(循環型社会)をつくらうとするもの

### (3) 環境に配慮した交通手段の充実

#### ① 公共交通の利用促進

運輸部門における温室効果ガス排出量は、個人生活の中でも自動車の排出割合が4分の1と言われているほか、事業者の自動車利用による温室効果ガスの排出量も多く、対策に向けた主な取り組みとして、自動車利用の抑制及び、公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

今後は、自動車に頼らないライフスタイル<sup>※1</sup>への転換をめざし、公共交通機関の利用を促進します。

#### ② 環境負荷の少ない交通の充実

精華町は地形に起伏が大きく、丘の上の居住地から町の中心部までの高低差が、高齢者などの外出・移動の妨げとなっています。

今後は、電動自転車や小型電動自動車など、よりCO<sub>2</sub>排出量が少なく、高齢化社会にふさわしい快適で利便性の高い交通・移動手段の充実をめざして、より環境負荷の少ない交通手段・交通行動への転換に向けた意識醸成と行動喚起を行います。

## 3-1-4 環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち ～環境“興”都～

### (1) 環境と産業及び研究機関の連携

#### ① 資源循環型産業との連携・育成の可能性検討

精華町の関西文化学術研究都市を生かし、環境関連産業<sup>※7</sup>の誘致・振興による地域の活性化を進めます。また、精華町内及び周辺に立地する資源を上手に循環させ、活用している産業との連携の可能性を検討するとともに、これらの産業の育成を図ります。

### (2) 環境と既存産業の融合

#### ① 地域資源を活用したエコビジネス<sup>※4</sup>の可能性検討

精華町の豊かな里地里山に囲まれた地域資源を生かし、未利用バイオマス<sup>※8</sup>、廃棄物系バイオマス<sup>※9</sup>の利用の可能性について検討するとともに、休耕地などを活用した資源作物利用の推進などについても可能性を検討します。

---

#### ※7 環境関連産業

環境関連産業とは特定の産業分野や業種を示すものではなく、あらゆる産業や多様な生活場面に関わる包括的なものであり、「環境白書」においては「環境誘発型ビジネス」という概念が提示されている。地域の産業振興という視点にとどまらない、社会システムや価値観・ライフスタイルまでも含めた大きな枠組みの転換を促す取り組みとして捉えることがより適切と考えられる。

#### ※8 未利用バイオマス

稲わら・麦わら・もみ殻など

#### ※9 廃棄物系バイオマス

廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥など

### 3-2 リーディングプロジェクト※10

精華町の環境像・目標像の実現に向けて大きな効果が期待される、総合的かつ横断的な推進が必要な当面重点的に取り組む具体的行動をリーディングプロジェクト※10として位置づけ、環境基本計画全体を実現に向けてリードする誘導的なプロジェクトとします。

本計画では、次の7つをリーディングプロジェクト※10として掲げることとします。

#### ■目標像とリーディングプロジェクト※10の関係

	目標像			
	「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち～環境“幸”都～	「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち～環境“恒”都～	「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち～環境“康”都～	環境で「生業(なりわい)」を目覚めさせ、起こすまち～環境“興”都～
精華3C (チャレンジ・クリーン・クロス) プロジェクト	★	◎	○	◎
「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト	★	◎	○	○
環境プラットフォームの充実	★	◎	○	◎
精華里地里山魅力発見プロジェクト	○	★	◎	◎
パートナーシップ型資源・エネルギーの活用	○	◎	★	◎
企業と地域が連携した実践活動の充実	◎	○	◎	★
けいはんなエコシティプラン(精華町域)	◎	○	◎	★

※★：具体化の際に柱となる目標 ◎：具体化に向けて重要な事項 ○：連携事項

※10 リーディングプロジェクト  
当面重点的に取り組む具体的行動

### 3-2-1 精華3C (チャレンジ・クリーン・クロス) プロジェクト

目的	地域のすべての人が、地域の環境を守り、未来を大きく育むまちを実現するために、まちを美しくする活動を進める。
行動指針	既存の「精華町環境ネットワーク会議・ごみ部会」、「精華町クリーンパートナー」などによる活動を、事業者・住民団体等・学校や行政などの協力により拡充する。
取り組みイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化活動の推進</li> <li>・ごみの排出抑制、ごみの発生抑制、ごみの分別と再資源化の徹底</li> <li>・不法投棄及びポイ捨て、ペットのふん対策の強化</li> <li>・若い世代や子育て世代の参加促進</li> </ul>

### 3-2-2 「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト

目的	地域のすべての人が、環境に関わる活動の中で充実した体験・経験を心得、自主的な環境活動を進める。
行動指針	住民、事業者、住民団体等及び行政などのすべての主体が参画し実現に努める。
取り組みイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精華町として「環境の日」を設定し全町で実践</li> <li>・各月毎に取り組みテーマを設定</li> <li>・「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」と呼びかける(啓発する)</li> <li>・また、全町に「みんなの省エネアイデア募集」を呼びかけて家庭でのいろいろなアイデアを情報発信する</li> <li>・環境教育や学習の機会の拡充</li> <li>・食育の推進</li> </ul>

### 3-2-3 環境プラットフォーム<sup>※11</sup>の充実

目的	地域のすべての人が、地域の環境を守り育てるまちづくりを実現するために、多様な主体が連携可能な仕組みづくりを行う。
行動指針	住民、事業者、住民団体等及び行政などのすべての主体が参画し実現に努める。
取り組みイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境プラットフォーム<sup>※11</sup>「精華町環境基本計画推進会議(仮称)」の創設</li> <li>・現在の住民団体等及び企業による活動の充実を図る</li> <li>・町事業での環境配慮の充実を図る</li> <li>・環境施策の強化の推進</li> <li>・環境体制の充実</li> </ul>

### 3-2-4 精華里地里山魅力発見プロジェクト

目的	地域のすべての人が里地里山とそこに息づく歴史文化を守り、伝え、継承するために、まちの魅力を発見する活動を進める。
行動指針	既存の「精華里山の会」、「精華町環境ネットワーク会議・ごみ部会、里山クリーンウォーキング部会」、「精華町クリーンパートナー」、「わくわく健康里山の会」、「精華女性の会」などによる活動を、事業者、住民団体等、学校や行政などの協力により拡充する。
取り組みイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な環境とのふれあい促進</li> <li>・多様な主体による豊かな自然環境の継承</li> <li>・農地の保全と活用</li> <li>・農業系ごみの堆肥化の推進</li> <li>・旬の食材の利用</li> </ul>

※11 環境プラットフォーム

ここでの「環境プラットフォーム」とは地域に存在する各種の環境に関する活動を、「精華町環境基本計画推進会議(仮称)」などを中心にネットワーク化し、各種活動の企画から実施までの各段階において必要とされる、情報、人材、ノウハウなどについて多様な主体がお互いに情報交換するとともに連携を図る場。

### 3-2-5 パートナースhip※3型資源・エネルギーの活用

目的	地域に関わるすべての人が資源とエネルギーを大切にし、有効に利用するまちを実現するために、多様な主体が参画可能な資源やエネルギーの活用を進める。
行動指針	京都府による計画などを生かし、住民、事業者、住民団体等、学校及び行政などの参加と協力により推進する。
取り組みイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電の推進</li> <li>・ 既存活動の充実</li> <li>・ ごみの発生抑制、ごみの再資源化</li> <li>・ 温室効果ガスの削減</li> <li>・ 環境教育の強化</li> </ul>

### 3-2-6 企業と地域が連携した実践活動の充実

目的	事業者と地域が連携して地域資源を活用した活動充実させ、精華町の魅力を発信していくまちづくりを進める。
行動指針	既存の企業による取り組みなどを生かし、精華町商工会などが中心となって、住民、事業者、住民団体等、学校及び行政など多様な主体の参加と協力により推進する。
取り組みイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里地里山の保全活用への参加協力</li> <li>・ クリーン活動への参加協力</li> <li>・ 緑化の促進</li> <li>・ 温室効果ガスの削減</li> <li>・ エネルギーの地産地消</li> <li>・ 事業所での取り組みの推進</li> <li>・ 自家用車通勤の抑制・雨水利用や透水性舗装利用の推進</li> </ul>

### 3-2-7 けいはんなエコシティプラン（精華町域）

目的	省エネルギー・新エネルギーの推進 温室効果ガスの削減
取り組み主体	京都府、関西文化学術研究都市推進機構 など
取り組み内容	<p>(a) 地域エネルギーマネジメントシステム<sup>※12</sup>の導入、スマートメーター<sup>※13</sup>の導入</p> <p>① スマートハウス<sup>※14</sup>・スマートグリッド<sup>※15</sup>実証プロジェクト(エネルギーの情報化)</p> <p>② けいはんなモデル・京都力集結エコ住宅<sup>※16</sup>開発・普及プロジェクト</p> <p>(b) 次世代自動車の大規模導入</p> <p>① けいはんなモデル電気自動車普及プロジェクト</p> <p>② 電気バス導入・普及実証プロジェクト</p> <p>③ マイクロ電気自動車・電動アシスト自転車普及プロジェクト</p> <p>(c) 再生可能エネルギーの大規模導入、スマートメーターの導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル<sup>※17</sup>の推進など</p> <p>① 環境共生型住宅(モデル街区)整備プロジェクト</p> <p>② けいはんなプラザ・エコショーウィンドウプロジェクトなど</p> <p>③ 市民ファンドおひさま発電プロジェクト</p> <p>④ 低炭素・ゼロエミッション<sup>※18</sup>社会実証プロジェクト</p> <p>(d) ライフスタイルの変革</p> <p>① 環境共生型住宅(モデル街区)整備プロジェクト&lt;再掲&gt;</p> <p>② けいはんなエコプラットホームプロジェクト</p> <p>③ けいはんなエコ学習プロジェクト</p>

出典：けいはんなエコシティプラン(京都府)

注：平成22年度より経済産業省「次世代エネルギー 社会実験」が5年間、関西文化学術研究都市にて実施。

※12 地域エネルギーマネジメントシステム

地域内で再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギーを融通、有効利用するシステム。

※13 スマートメーター

通信機能やほかの機器の管理機能を持つ高機能型の電力メーターを含んだシステム。

※14 スマートハウス

IT（情報技術）を使って家庭の消費電力を制御する住宅。

※15 スマートグリッド

電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化する送電網。

※16 京都力集結エコ住宅

再生可能エネルギーや省エネルギーなどの先端技術と京の職人の伝統的な匠の技を組み合わせた住宅のどこ。

※17 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

ある期間を通じた一次エネルギーの正味(ネット)の利用量がゼロ、またはおおよそゼロである建築物のこと。

※18 ゼロエミッション

国連大学が提唱する、資源循環型社会を構築するためのコンセプト。社会システムや経済システムも含め、具体的には産業における製造工程の再構築をめざすプログラムを含む。

## 第4章 計画の推進方策

### 4-1 推進方策

本計画に基づくさまざまな施策、プロジェクトを確実に実行し、めざす環境像を実現していくためには、総合的に推進する体制が不可欠です。

また、計画の進捗状況を確認しながら、適切に対応していく必要があります。その際、進行管理を行う中で課題となった事項について、関係する施策やプロジェクトとの調整を行い、対応できる仕組みが必要となります。

このため、本計画の策定は住民、事業者、住民団体等、及び行政による協働で実施しました。

今後も精華町の環境施策を推進するためには、行政だけでなく、多様な主体のパートナーシップ<sup>※3</sup>によって相乗効果をもたらすような体制が必要です。

#### ● 推進体制のしくみ

本計画に基づく各種環境施策の推進及び進捗状況などを点検するため、精華町環境推進委員会を設置します。

#### ● 年次報告

本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、「精華町の環境」を公表すると共に、概要を広報誌「華創」で報告します。

### 4-2 推進体制

#### ● パートナーシップ<sup>※3</sup>の体制

広く、住民、事業者、住民団体等が本計画の施策の推進及び進捗状況などの点検に参加できる仕組みとして、「精華環境プラットフォーム」での意見交換などを通じて、本計画に基づくリーディングプロジェクト<sup>※10</sup>の推進や取り組み状況の確認などを行います。

#### ● 行政内の推進体制

住民、事業者、住民団体等とのパートナーシップ<sup>※3</sup>に基づき、行政が主体的に責任を持って本計画を推進していくために、庁内連携の推進体制について充実を図ります。

# 資料編

## 1 経過

日 程	名 称
平成 23 年(2011 年) 2 月	精華町環境基本計画 策定
平成 23 年(2011 年) 3 月 31 日	精華町環境基本条例 制定
平成 23 年(2011 年) 11 月 14 日	第 1 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 23 年(2011 年) 12 月 6 日	第 1 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 24 年(2012 年) 1 月 24 日	第 2 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 24 年(2012 年) 2 月 21 日	第 3 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 24 年(2012 年) 3 月 26 日	第 2 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 24 年(2012 年) 4 月 7 日	第 4 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 24 年(2012 年) 7 月 24 日	第 3 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 24 年(2012 年) 11 月 14 日	第 4 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 25 年(2013 年) 2 月 6 日	第 5 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 25 年(2013 年) 3 月 11 日	第 6 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 25 年(2013 年) 3 月 13 日	第 5 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 25 年(2013 年) 5 月 7 日	第 7 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 25 年(2013 年) 7 月 8 日	第 8 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 25 年(2013 年) 9 月 9 日	第 9 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 25 年(2013 年) 9 月 26 日	第 6 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 25 年(2013 年) 11 月 11 日	第 10 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 26 年(2014 年) 1 月 28 日	第 7 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 26 年(2014 年) 2 月 10 日	第 11 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 26 年(2014 年) 7 月 28 日	第 12 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 26 年(2014 年) 11 月 6 日	第 8 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 26 年(2014 年) 11 月 10 日	第 13 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 27 年(2015 年) 3 月 30 日	第 14 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 27 年(2015 年) 9 月 3 日	第 9 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 27 年(2015 年) 10 月 5 日	第 15 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 27 年(2015 年) 11 月 20 日	第 10 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 28 年(2016 年) 1 月 18 日	第 16 回 精華環境プラットホーム 開催
平成 28 年(2016 年) 2 月 26 日	第 11 回 精華町環境推進委員会 開催
平成 28 年(2016 年) 3 月	精華町環境基本計画 改訂

## 2 精華町環境推進委員会 委員名簿

名前	職名等	区分	備考
上甫木 昭春	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	有識者	委員長
森田 英照	精華町商工会 副会長	事業者	
井澤 孝子	精華女性の会 副会長	住民団体	
畑中 直樹	けいはんな環境・エネルギー研究会 世話人 和歌山大学 システム工学部 非常勤講師（環境 経済・環境政策） （株）地域計画建築研究所（アルパック）取締役 大阪 事務所副所長 計画部長（環境マネジメント）	有識者	
廣瀬 亮二	けいはんな学研都市精華地区まちづくり協議会	事業者	
前田 眞千代	精華町環境ネットワーク会議 副会長	住民団体	副委員長
山本 正來	精華町政協力員協議会 会長	住民団体	
牟田 増行	公募委員	公募	

## 用語解説

### ※1 【ライフスタイル】

生活の様式、人生観、価値観。

### ※2 【コンパクトシティ】

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市やそれをめざした都市政策。

### ※3 【パートナーシップ】

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組み市民と行政が共同で進めること。

### ※4 【エコビジネス】

環境の改善に貢献する商品や技術・サービスを提供する企業活動。

### ※5 【バイオマス】

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

### ※6 【リデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進】

3Rは、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字を表す。

Reduce (リデュース) は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。

Reuse (リユース) は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

Recycle (リサイクル) は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

3R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分によ

る環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会 (循環型社会) をつくり出すもの。

### ※7 【環境関連産業】

環境関連産業とは特定の産業分野や業種を示すものではなく、あらゆる産業や多様な生活場面に関わる包括的なものであり、「環境白書」においては「環境誘発型ビジネス」という概念が提示されている。地域の産業振興という視点にとどまらない、社会システムや価値観・ライフスタイルまでも含めた大きな枠組みの転換を促す取り組みとして捉えることがより適切と考えられる。

### ※8 【未利用バイオマス】

稲わら・麦わら・もみ殻など。

### ※9 【廃棄物系バイオマス】

廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥など。

### ※10 【リーディングプロジェクト】

当面重点的に取り組む具体的行動。

### ※11 【環境プラットフォーム】

ここでの「環境プラットフォーム」とは地域に存在する各種の環境に関する活動を、「精華町環境基本計画推進会議 (仮称)」などを中心にネットワーク化し、各種活動の企画から実施までの各段階において必要とされる、情報、人材、ノウハウなどについて多様な主体がお互いに情報交換するとともに連携を図る場。

### ※12 【地域エネルギーマネジメントシステム】

地域内で再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギーを融通、有効利用するシステム。

### ※13 【スマートメーター】

通信機能やほかの機器の管理機能を持つ高機能型の電力メーターを含んだ

システム。

**※14【スマートハウス】**

I T（情報技術）を使って家庭の消費電力を制御する住宅。

**※15【スマートグリッド】**

電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化する送電網。

**※16【京都力集結エコ住宅】**

再生可能エネルギーや省エネルギーなどの先端技術と京の職人の伝統的な匠の技を組み合わせた住宅のこと。

**※17【ネット・ゼロ・エネルギー・ビル】**

ある期間を通じた一次エネルギーの正味（ネット）の利用量がゼロ、またはおおむねゼロである建築物のこと。

**※18【ゼロエミッション】**

国連大学が提唱する、資源循環型社会を構築するためのコンセプト。社会システムや経済システムも含め、具体的には産業における製造工程の再構築をめざすプログラムを含む。